

2015 年度入学試験問題 (第 1 回)

社 会

(30 分)

【注 意】

- ① この試験の問題文・設問は、1 ページから10ページに印刷されています。  
問題は **1** と **2** があります。
- ② 解答は必ず「解答用紙」のきめられたわくの中にはっきり書きなさい。

1 次の文章を読み、設問に答えなさい。

1868年、江戸幕府にかわって天皇を中心とした新政府が生まれました。新政府を作るのに活躍した薩摩藩(鹿児島県)、長州藩(山口県)、土佐藩(高知県)出身の政治家たちは、西洋を手本にして社会全体を大きく変えていこうとしました。すなわち明治維新のはじまりです。そのころ、欧米の国々では憲法を定めて国民の自由と権利を認め、国会を通じて国民を政治に参加させる立憲政治が行われていました。日本でも立憲政治をめざす動きが出てきます。では、日本の立憲政治はどのようなはじめられ、どのような歩みをたどるのでしょうか？

明治維新によるさまざまな改革は社会のしくみや人々の生活に大きな影響を与えました。改革を行う政府に対し国民の不満は高まりました。特に士族の反発は強く、彼らの一部は西南戦争などの武力反乱を起こしました。しかし、他方で言論に訴えて政治を変えていこうとする士族もいました。1874年、政府をしりぞいた土佐出身の( 1 )らは政府に意見書を提出し国会を開くよう主張しました。これがきっかけとなって立憲政治をめざす国民の側からの政治改革の動き、すなわち自由民権運動がはじまったのです。

自由民権運動は士族の運動として出発しましたが、しだいに豪農とよばれる地方の有力農民たちも参加するようになり、国会開設を要求する全国組織も結成されました。また、立憲政治に欠かすことのできない憲法を国民が相談して作ろうとして、多くの憲法案も作成しました。政府は言論や集会を取りしめる法律でこうした運動をおさえようとしたのですが、運動はますます高まりました。1881年、政府は、国会開設についての考えを天皇の勅諭(さとす言葉)として国民に発表しました。そして自由民権の側は、( 1 )が自由党を、大隈重信が立憲改進黨

国会開設を約束した政府は憲法作成のために、( 2 )をヨーロッパへ派遣しました。彼は君主の権限が強い国である( 3 )の憲法を中心に調査し、帰国後、憲法草案の作成を政府のごくわずかな人たちだけで行いました。また、( 2 )は自ら初代内閣総理大臣となって政府を強化しようとした。1889年2月11日、明治天皇が国民に与えるという形で大日本帝国憲法が發布されまし

た。発布された憲法は、主権は( 4 )にあるとして絶大な権限を( 4 )に与え、国民の自由や権利は制限付きでしか認めませんでした。

翌1890年には最初の総選挙が行われて300人の国会議員が選出され、第一回の国会が開催されました。日本の立憲政治はこうしてはじまりました。しかし、この時に選挙権を持つ人々は、満25歳以上の男子で一定額以上の税金を納める者に制限されていて、国民のわずか1.1%を占める人だけでした。これではほとんどの国民は政治に参加できません。だからこそ、国会開設を実現したあとの日本の立憲政治の歴史は、普通選挙制度実現を大きな目標として歩んでいきます。

1919年2月11日、「憲法発布三十周年記念日」に東京で学生3千人が、続く3月1日には5万人の民衆が東京で大集会を開き、普通選挙を要求しました。以後、東京だけでなく全国の諸都市で集会や演説会が開かれ、全国的な運動となってきました。1919年当時、首相であった原敬は、「(普通選挙運動には)現在の社会組織に打撃を与えようとする考えがあり、…じつに危険なもので、民衆の動きによって今の社会組織を破壊するような勢いが作られると、国家の基礎がくずれかねない」(『原敬日記』1920年2月20日付の一部)との考えから普通選挙制度には反対しました。

しかし、6年後の1925年、ついに普通選挙法が制定されました。日本の立憲政治の歩みは一歩進んだかのように思えました。ところが政府は、天皇中心の国のあり方をくつがえしたり、その社会組織や政治制度を否定しようとする動きをおさえるために、治安維持法という法律を普通選挙法とほぼ同時に制定したのです。治安維持法はこののち国民の社会運動全体を取りしめる目的にも利用されていき、戦前の立憲政治はこの時期を境にその歩みを止め、むしろくずれていくこととなります。(とりあげた資料は、平易な表現の文に改めています)

問1 下線部①において、薩摩藩、長州藩、土佐藩は、地図上のどこに位置する  
のか、地図から記号でそれぞれ選びなさい。



注)ア～スは県をさす。

問2 本文中の( 1 )～( 4 )に適する語句を書きなさい。

問3 民権運動に参加した植木枝盛<sup>うえき えもり</sup>という人物は、1877年に資料Aの文章を書いています。この文章を読んで、植木がこの文章で使用している第一の変革<sup>ア)</sup>、第二の改革<sup>イ)</sup>という表現は、何という歴史的な出来事をさしているのか、本文の中から最も適する語句を選んでそれぞれ書きなさい。

資料A

徳川政府をくつがえし、天皇を中心とする政治にし、藩を廃止して県を置いたりしたのは、言うまでもなくこれは第一の変革<sup>ア)</sup>です。…しかしながら、この変革は政府と政府との変換<sup>へんかん</sup>、すなわち支配者が交代したというだけの関係で、我々人民<sup>われわれ</sup>には関係がないのです。決して人民の幸福を増したわけでもなく、人民の利益となったわけでもなく、権利も拡大せず、自由も増しません。今の人民には、今のような政治のあり方は必要ではありません。…要するに、今すぐに第二の改革<sup>イ)</sup>を行い、政治のあり方を改める必要があるのです。

(「明治第二の改革を希望するの論」『海南雑誌』第五号より)

問4 下線部②にある勅諭は、国会開設の実現と国民の手による憲法制定の進め方を主張してきた自由民権運動の側にとって、満足する内容と満足しない内容を含んでいました。資料Bと本文を読んで、自由民権側の主張から見て満足する内容と満足しない内容をそれぞれ一つずつ書きなさい。

資料B 天皇の「勅諭」

私は…以前から立憲の制度を作り、のちの子孫が受けつぐべき事業を達成しようと考えてきた。…<sup>ふ</sup>振り返ってみると国のあり方は、各国それぞれの事情に応じて違っているため、このような大事業は<sup>かるがる</sup>軽々しく行えない。

…この大計画を広め、時期を判断し、決断実行する責任は私のみにある。まさに明治二十三年を期限として議員を召<sup>しょうしゅう</sup>集し国会を開き、それによって私の<sup>しよし</sup>初志を達成したい。今から役人に命じ、時間を与えてその計画をすすめる責任に当たらせる。立憲の制度に必要な組織や権限については私自らが判断し、時期が来たら公布するであろう。

私が思うに、人心は急ぐことばかりを考えて時機<sup>じき</sup>の早さを競っているようである。無責任な言論をかわし、国家の<sup>たいけい</sup>大計を忘れている。それであるからこそ今ここに国家の大計を明らかにして、すべての役人と国民に公示する。もし<sup>こい</sup>故意にあせり急ぎ事件をおこし、国家の安全を害する者があれば国法で<sup>しょばつ</sup>処罰する。特にここに<sup>げんめい</sup>言明し、国民にさとす。

問5 下線部③について、以下の設問に答えなさい。

ア) この時に制定された普通選挙法によって、どのような人々が選挙権を持つようになったのですか。

イ) 普通選挙制度にそれまで反対していた人も、この普通選挙法制定の時には強く反対しませんでした。なぜ、反対しなかったのでしょうか。本文を参考にして説明しなさい。

このページには問題がありません。

2 次の文章を読み、設問に答えなさい。

みなさんは「地方自治」とはなにか知っていますか。日本国憲法は第8章で地方自治について定めています。資料1はその一部です。そこに「地方自治の本旨(本来のすがた)」ということばがあります。「地方自治の本旨」にもとづいて作られたのが地方自治法です。この法律は、「住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本とし」、「地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図る」と定めています。さらに憲法第93条にあるように、地方公共団体の首長や議員は住民が選ぶと定められています。ですから「地方自治」とは各地方の運営を住民の意思にもとづいて行っていくことなのです。地方ごとに特徴も違いますし、課題も違います。ですから直接のかかわりを持つ地域住民がその地域の問題なりを解決することが最もよいと考えられているのです。このように身近な問題を民主的な方法で解決することが地方自治であることから、地方自治は「民主主義の( 1 )」とよくいわれるのです。

地方自治を行う単位を地方公共団体といいます。都道府県や市区町村がそれにあたります。そして都道府県知事や市区町村長のことを首長といいます。また地方公共団体には議会がおかれています。議会は一院制で、予算の議決や( 2 )の制定などを行います。( 2 )は法律と違い、これを定めた地方公共団体だけに適用されるきまりです。

このように地方自治の仕組みは国の政治の仕組みとよく似ています。しかし違いもあります。そのひとつが住民に( 3 )が認められていることです。これは住民が直接政治に参加する権利で、一定の署名数をもってさまざまな請求をすることができます。住民の意思をより反映させるための制度だといえましょう。

今のような地方自治制度ができたのは、日本国憲法で国民が主権者となったことと関係しています。問題の解決を国や有力者に任せてしまうのではなく、自分たちの手で解決することこそ民主主義の原点でしょう。その意味で主権者である国民が地方自治に対しより関心を持つことが大切でしょう。しかし国民の関心はけっして高いとはいえません。資料2・3からは多くの住民の意思が政治に反映されていないのではないかという疑問がわいてきても不思議ではありません。



問1 問題文の中の( 1 )～( 3 )の空欄に適語を入れなさい。

問2 地方自治について述べた文章のうち誤っているものを以下のア～エから一つ選び、記号で答えなさい。

ア 首長の仕事を助けるために、都道府県では副知事、市町村では副市町村長をおくことができる。

イ 国から地方公共団体に交付されるお金のうち、使い道が指定されていないお金を地方交付税交付金という。

ウ 首長や議員の解職請求をリコールといい、有権者の2分の1以上の署名が必要である。

エ 監査請求に必要な署名数は有権者の50分の1以上である。

問3 内閣総理大臣と首長は、ともに行政を行うなど共通するところがたくさんあります。しかし違いもあります。問題文と憲法第93条の条文を参考に、その違いを説明しなさい。

資料1 「日本国憲法」(一部)

第92条

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第93条

①地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

②地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

問4 憲法や地方自治法で定められている地方自治の原則から見て、最近の都知事選挙での投票率や当選者の絶対得票率の状況には問題があるとの指摘<sup>しでき</sup>があります。どのような問題があると考えられますか。本文と資料を参考にし、資料2から指摘できることと資料3から指摘できることをそれぞれ答えなさい。

資料2 過去3回の都知事選挙結果(東京都選挙管理委員会「選挙結果&データ」)

年月日	投票率	当選者	当選者の相対得票率	当選者の絶対得票率
平成23. 4.10	57.8%	石原慎太郎	43.40%	25.09%
平成24.12.16	62.6%	猪瀬直樹	66.27%	41.49%
平成26. 2. 9	46.1%	舛添要一	43.40%	20.02%

\*相対得票率：得票数を無効票を除いた投票総数で割ったもの

\*絶対得票率：得票数を有権者数(選挙権を持つ人の数)で割ったもの

資料3 過去3回の都知事選挙の年代別推定投票率(東京都選挙管理委員会「選挙結果&データ」)

(単位：%)

